生駒市条例第21号

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

(生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正)

第1条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例 (昭和25年4月生駒市条例第16号) の一部を次のように改正する。

別表第2備考第8項の表イの項中「保育所」を「 $C_1$ から $C_{18}$ までの階層の世帯において保育所」に改め、同表備考第9項中「 $C_1$ から $C_6$ までの階層の世帯及び $C_7$ の階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額」を「 $C_1$ から $C_4$ までの階層の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額とし、 $C_5$ 及び $C_6$ の階層の世帯並びに $C_7$ の階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は4,800円」に改める。

(生駒市立保育所条例の一部改正)

第2条 生駒市立保育所条例(昭和30年3月生駒市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表備考第 7 項の表イの項中「保育所」を「 $C_1$  階層から $C_{18}$  階層までの世帯において保育所」に改め、同表備考第 8 項中「 $C_1$  階層から  $C_6$  階層までの世帯及び  $C_7$  階層のうち市町村民税の所得割額が 7 7,100円以下の世帯にあっ

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の生駒市立保育所条例の規定は、平成29年度分の保育料から適用し、平成28年度分までの保育料については、なお従前の例による。